

令和5年（ネ）第1029号 石炭火力発電所建設等差止請求控訴事件

控訴人 ■■■ ■■■ 外34名

被控訴人 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 控訴審準備書面（1）

令和5年11月13日

大阪高等裁判所第14民事部E3係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 浅岡美恵

同 和田重太

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 金崎正行

控訴人ら訴訟代理人弁護士 増本志帆

同 杉田峻介

同 喜多啓公

同 與語信也

同 青木良和

本準備書面においては、控訴審における請求の内容を整理する。

## 第1 控訴の趣旨

控訴審における請求の趣旨は以下の通りである。

なお、予備的請求の趣旨の修正内容については、控訴理由書（2）においても述べた通りであるが、本書をもって、予備的請求の趣旨を以下の通りの内容で交換的に変更する。

### 記

- 1 原判決のうち、控訴人ら敗訴部分を取り消す
- 2 主位的請求
  - (1) 被控訴人株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）及び被控訴人株式会社コベルコパワー神戸第二（以下「コベルコパワー神戸第二」という。）は、下記の発電所（以下「新設発電所」という。）を稼働してはならない

### 記

発電所名	神戸発電所3号機・4号機
燃料	石炭
発電規模	130万kW（65万kW×2）
発電方式	微粉炭火力 超々臨界圧発電
供給開始時期	3号機：2022年2月稼働開始 4号機：2023年2月稼働開始
所在地	兵庫県神戸市灘区灘浜東町2番地

以上

- (2) 被控訴人関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、新設発電所の発電の指示をしてはならない
- 3 予備的請求
  - (1) 神戸製鋼及びコベルコパワー神戸第二は、2030年4月1日以降、新設発

電所の発電設備の稼働により、1年間あたり、346万トンを超えて、大気中に二酸化炭素を排出してはならない

(2) 関西電力は、新設発電所に同発電所から排出される排ガス中から二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を回収・貯留する設備が設置されていないときは、神戸製鋼およびコベルコパワー神戸第二に対し、2030年4月1日以降、1年間あたり、45億5263万1579kWhを超えて、発電量の通告をしてはならない

4 訴訟費用中、控訴費用及び原審において控訴人らと被控訴人らとの間に生じた部分は被控訴人らの負担とする

との判決を求める。

## 第2 控訴の趣旨（請求の趣旨）について

1 本件において、控訴人らは、①新設発電所からのPM<sub>2.5</sub>の排出による人格権（伝統的人格権）ないし平穏生活権の侵害と、②新設発電所からのCO<sub>2</sub>排出による温暖化による人格権（伝統的人格権）ないし平穏生活権の侵害を主張し、新設発電所の稼働等の差止めを請求している。

①と②については、それぞれ別の機序により控訴人らに被害を生じさせるものであり、控訴人らはそれぞれによって権利を侵害されることとなる。したがって、①と②はそれぞれ独立して差止請求を基礎づける。

しかし、①と②はいずれも石炭火力発電所たる新設発電所の稼働により（稼働による排ガスを通じて排出される物質に起因して）生じるものであるから、受忍限度の判断においては、これら①②の加害行為の双方を踏まえて判断がなされる必要がある。

2 他方、原審においては、②との関係で、予備的請求として、新設発電所の稼働の一部差止めの請求を追加した。この予備的請求については、本準備書面の第1において、2030年に計画排出量の50%を超えるCO<sub>2</sub>を排出することの差止めを求める一部差止請求に交換的に変更するとともに、その請求の根拠を、③

新設発電所からのCO<sub>2</sub>排出による温暖化による人格権（気候変動における人格権）の侵害として整理した。

変更後の予備的請求については、基本的には③によって差止請求権が基礎づけられるものとなっている。他方で、①についても侵害の程度は新設発電所の稼働率とともに変動するものであり、また前記の通り、受忍限度の判断においては、①の被害も存在することも重要な要素として考慮する必要がある。したがって、予備的請求においても、受忍限度に関しては、①の加害行為も踏まえて判断がなされる必要がある。

以上